

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 27 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
一般統計調査の中止	4
届出統計調査の受理	5
2 基幹統計調査の承認	7
賃金構造基本統計調査（平成27年承認）（厚生労働省）	7
医療施設調査（平成27年承認）（厚生労働省）	9
経済産業省特定業種石油等消費統計調査（平成27年承認）（経済産業省）	12
3 一般統計調査の承認	13
宿泊旅行統計調査（平成27年承認）（国土交通省）	13
エネルギー消費統計調査（平成27年承認）（経済産業省）	15
土地動態調査（平成27年承認）（国土交通省）	21
通信・放送産業動態調査（平成27年承認）（総務省）	22
労使関係総合調査（平成27年承認）（厚生労働省）	24
純粋持株会社実態調査（平成27年承認）（経済産業省）	30
社会保障・人口問題基本調査（平成27年承認）（厚生労働省）	31
大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査（平成27年承認）（文部科学省）	36
職種別民間給与実態調査（平成27年承認）（人事院）	37
介護サービス施設・事業所調査（平成27年承認）（厚生労働省）	41
工場立地動向調査（平成27年承認）（経済産業省）	45
4 一般統計調査の中止	47
出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）（平成27年通知）（厚生労働省）	47
5 届出統計調査の受理	49
(1) 新規	49
平成26年度若年者の職場定着に関するアンケート調査（平成27年届出）（秋田県）	49
長野県労働環境等実態調査（平成27年届出）（長野県）	51
大阪市技能労務職相当職種民間給与調査（平成27年届出）（大阪市）	52

栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査（平成 27 年届出）(栃木県)	53
消費者意識アンケート調査（平成 27 年届出）(神戸市)	54
平成 27 年鳥取県外国人観光客入込調査（平成 27 年届出）(鳥取県)	55
(2) 変更	56
高等学校卒業者の進路状況調査（平成 27 年届出）(埼玉県)	56
大阪府産業廃棄物処理実態調査（平成 27 年届出）(大阪府)	57
人口移動調査（平成 27 年届出）(島根県)	59
血液製剤使用量等調査（平成 27 年届出）(兵庫県)	61
青少年の健全育成に関する意識調査（平成 27 年届出）(岩手県)	62
男女が共に支える社会に関する意識調査（平成 27 年届出）(岩手県)	64
川崎市産業廃棄物総合実態調査（平成 27 年届出）(川崎市)	65
(参考) 基幹統計の指定	68

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
賃金構造基本統計調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更 平成 27 年の調査からの実施に当たり、以下について変更</p> <p>調査対象の範囲のうち「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 3 号に規定する特定独立行政法人等」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人」に変更</p> <p>母集団情報を「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」による事業所名簿から「事業所母集団データベース」による事業所名簿に変更</p> <p>東日本大震災の影響に伴う調査票の提出時期の延期に係る事項を削除</p>	H27.3.3
医療施設調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更 本調査のうち平成 27 年 4 月からの医療施設動態調査の実施に当たり、調査方法について変更</p> <p>医療施設の開設者が国の場合の開設等に関する調査票の作成を厚生労働大臣から都道府県知事等に変更</p> <p>保健所を設置する市のうち指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）の市長は、従前の管轄区域内における診療所に加えて病院の開設等に関する調査票を作成</p>	H27.3.26

		<p>上記及びの変更は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）を受け、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院の開設許可等に係る事務・権限が国から地方公共団体、都道府県から指定都市に移譲されることに伴うもの。</p>	
<p>経済産業省特定業種 石油等消費統計調査</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>承認事項の変更 平成28年1月からの調査の実施に当たり、以下について変更 調査組織について、「経済産業省 - 経済産業局 - 報告者」及び「経済産業省 - 報告者」から「経済産業省（資源エネルギー庁） - 民間事業者 - 報告者」に変更 調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲について、調査の実態に合わせた記載ぶりに変更 その他、調査対象の範囲について、経済産業省生産動態統計調査に合わせた記載ぶりに変更</p>	<p>H27.3.27</p>

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H27.3.2	宿泊旅行統計調査	国土交通大臣
H27.3.3	エネルギー消費統計調査	経済産業大臣
H27.3.3	土地動態調査	国土交通大臣
H27.3.6	通信・放送産業動態調査	総務大臣
H27.3.6	労使関係総合調査	厚生労働大臣
H27.3.12	純粋持株会社実態調査	経済産業大臣
H27.3.13	社会保障・人口問題基本調査	厚生労働大臣
H27.3.25	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	文部科学大臣
H27.3.27	職種別民間給与実態調査	人事院総裁
H27.3.30	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働大臣
H27.3.31	工場立地動向調査	経済産業大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H27.3.10	出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）	厚生労働大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.3.6	平成26年度若年者の職場定着に関するアンケート調査	秋 田 県 知 事
H27.3.9	長野県労働環境等実態調査	長 野 県 知 事
H27.3.9	大阪市技能労務職相当職種民間給与調査	大 阪 市 長
H27.3.17	栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査	栃 木 県 知 事
H27.3.19	消費者意識アンケート調査	神 戸 市 長
H27.3.25	平成27年鳥取県外国人観光客入込調査	鳥 取 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.3.2	高等学校卒業者の進路状況調査	埼玉県教育委員長
H27.3.2	大阪府産業廃棄物処理実態調査	大阪府知事
H27.3.2	人口移動調査	島根県知事
H27.3.11	血液製剤使用量等調査	兵庫県知事
H27.3.30	青少年の健全育成に関する意識調査	岩手県知事
H27.3.30	男女が共に支える社会に関する意識調査	岩手県知事
H27.3.30	川崎市産業廃棄物総合実態調査	川崎市市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 賃金構造基本統計調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月3日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

【目的】 本調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和23年以降、毎年実施され、33年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計である賃金構造統計（指定統計第94号）を作成するための調査として実施されてきたものである。なお、昭和33年から35年までの3回にわたり賃金構造基本調査として実施され、36年には名称を賃金実態総合調査に変更したが、39年以降は現在の調査の名称に改め、実施されている。その後、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（賃金構造基本統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられたものである。

【調査の構成】 1 - 事業所票 2 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年3月、詳細：調査実施年の翌年6月）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲及び報告を求める者の変更並びに調査計画のうち東日本大震災の影響に伴う調査票の提出時期の延期に係る事項の削除である。

【調査票名】 1 - 事業所票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、一部島しょ部を除く。）（単位）事業所（属性）"日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所（ア）常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業

等に係る事業所に限る。)(イ)常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所(民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。)(抽出枠)事業所母集団データベースによる事業所名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8万/130万 (配布)職員、調査員 (収集)職員、調査員 (記入)自計 (把握時)毎年6月30日現在 (系統)厚生労働省-都道府県労働局-労働基準監督署-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月1日~同月31日

【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地、2.主要な生産品の名称又は事業の内容、3.事業所の雇用形態別労働者数、4.企業全体の常用労働者数、5.新規学卒者の初任給額及び採用人員

【調査票名】 2-個人票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、一部島しょ部を除く。)(単位)個人 (属性)事業所票の調査対象事業所に雇用される労働者(船員法(昭和22年法律第100号)第1条の規定による船員を除く。)(抽出枠)事業所票の調査対象事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)160万/3900万 (配布)職員、調査員 (収集)職員、調査員 (記入)自計 (把握時)毎年6月30日現在 (系統)厚生労働省-都道府県労働局-労働基準監督署-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月1日~同月31日

【調査事項】 1.労働者の番号又は氏名、2.性、3.雇用形態、4.就業形態、5.最終学歴、6.年齢、7.勤続年数、8.労働者の種類、9.役職又は職種、10.経験年数、11.実労働日数、12.所定内実労働時間数、13.超過実労働時間数、14.きまって支給する現金給与額、15.超過労働給与額、16.通勤手当、17.精皆勤手当、18.家族手当、19.昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額

【調査名】 医療施設調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月26日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 本調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査の内容は、内務報告例（内務省）から引継がれた厚生省報告例に含まれていたものであるが、昭和23年11月から全医療施設を対象に「施設面からみた医療調査」として行われ、その後、昭和25年から「医療施設面調査」という名称（ただし、昭和25年及び昭和27年は医療施設面調査第1次客体調査）で行われていたものである。昭和28年7月7日に統計法に基づく指定統計となり、昭和47年まで毎年年末（昭和28年は7月末）現在で実施してきた。昭和48年10月に調査規則を改正し全施設の詳細な実態を把握することを目的とする調査については、静態調査として昭和50年から3年ごとに実施するとともに、各都道府県から施設の開設・廃止等の報告を毎月徴集する動態調査を昭和48年11月から実施（昭和48年1月から10月までの分については、一括して報告を徴集した。）することとして、現在に至っている。なお、昭和59年からは、患者調査と同時期に実施し医療施設面からも患者の動向を把握できるよう、調査期日を10月1日現在に改めた。平成23年には、病院票に関して、オンライン調査が導入された。平成23年の静態調査については、東日本大震災の影響により、福島県の一般診療所及び歯科診療所の対象からの除外等の措置が取られた。

【調査の構成】 1 - 医療施設静態調査 病院票 2 - 医療施設静態調査 一般診療所票 3 - 医療施設静態調査 歯科診療所票 4 - 医療施設動態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（静態調査：調査実施年翌年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）

【備考】 今回の変更は、動態調査の調査方法の一部等の内容の変更である。

【調査票名】 1 - 医療施設静態調査 病院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,578 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン（政府統計共同利用システム）（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働省

- 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月1日~平成26年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急病院の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 2 - 医療施設静態調査 一般診療所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)101,845 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン(政府統計共同利用システム) (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月1日~平成26年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急診療所の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 3 - 医療施設静態調査 歯科診療所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)69,228 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月1日~平成26年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急診療所の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 4 - 医療施設動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)都道府県・市・特別区 (属性)法令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)都道府県47・保健所を設置する市72・特別区23 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月1日～月末 (系統)(都道府県):厚生労働省 - 報告者、(保健所を設置する市・特別区):厚生労働省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)(提出期限):調査対象月の翌月20日

【調査事項】 1. 開設の場合(1)名称、(2)開設年月日、(3)所在地、(4)開設者、(5)診療科目、(6)許可病床数、(7)従事者数、(8)社会保険診療の状況、(9)その他(1)～(8)に関連する事項、2. 変更の場合(1)名称、(2)変更年月日、(3)診療科目、(4)許可病床数、(5)その他(1)～(4)に関連する事項、3. 開設及び変更以外の場合(1)名称、(2)処分等の年月日、(3)処分等の種類、(4)その他(1)～(3)に関連する事項

【調査名】 経済産業省特定業種石油等消費統計調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月27日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室（経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室：平成28年1月調査以降）

【目的】 本調査は、工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 第一次石油危機から第二次石油危機にかけて、我が国のエネルギー政策が大きく転換したことを契機として、エネルギー消費統計の整備の必要性から昭和55年に指定統計「商鉱工業エネルギー消費統計（指定統計115号）」として指定され、構造統計調査としての年次調査「エネルギー消費構造統計調査（その後、「石油等消費構造統計調査）」と動態統計調査としての月次調査「エネルギー消費動態統計調査（その後、「石油等消費動態統計調査）」を開始した。昭和58年4月1日に「商鉱工業石油等消費統計調査」、平成10年4月1日に「商工業石油等消費統計調査」へと調査名称を変更した。平成14年には、同調査に対するニーズの変化等（結果公表の速報性が求められたこと等による年次統計に対するニーズの低下など）を踏まえ、年次調査である「石油等消費構造統計調査」を中止した。それに伴い、平成15年に調査名称を「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」と変更し、現在に至る。

【調査の構成】 1 - それぞれの業種ごとの月報

【公表】 インターネット及び印刷物（月報：翌々月中旬、年報：翌年6月）

【備考】 今回の変更は、報告を求めるために用いる方法及び調査対象の範囲の変更である。

【調査票名】 1 - それぞれの業種ごとの月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）別表第1で、「生産品目」（加工品を含む。）別に定める「調査の範囲」に属する事業所（生産を行っていない本社又は本店であるものを除く。）とする。（抽出枠）規模以上悉皆調査

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,500 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省（資源エネルギー庁） - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌月15日

【調査事項】 1. 事業所の名称、2. 事業所の所在地、3. 燃料の受入量、消費量、払出量、在庫量及び発生量、回収量又は生産量、4. 電力の購入量、消費量、自家発電量及び販売量、5. 蒸気の入入量、発生量、消費量及び払出量、6. 燃料、電力及び蒸気の生産部門別消費量、7. 都市ガスの単位当たり発熱量

一般統計調査の承認

【調査名】 宿泊旅行統計調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月2日

【実施機関】 国土交通省観光庁観光戦略課調査室

【目的】 本調査は、我が国の宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等の動向を把握することにより、宿泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成19年1月分から、四半期ごとに実施している。本調査の結果は、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014 - 「訪日外国人2000万人時代」に向けて - 」(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定。以下「アクション・プログラム」という。)に係る関連政策の企画立案及び評価、ビジット・ジャパン・キャンペーンにおける重点市場の動向把握に利用されているほか、地方公共団体や民間研究機関等における観光施策の分析・評価等に活用されている。

【調査の構成】 1 - 宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式） 2 - 宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式） 3 - 宿泊旅行統計調査調査票（第3号様式）

【公表】 報告書及びインターネット（観光庁ホームページ及びe-stat）速報：調査対象月の翌月末まで、月次報告：調査対象月の翌々月末まで、年間報告：対象期間（対象年）の翌年の6月末まで

【備考】 今回は、調査の周期を「四半期」から「毎月」に変更するために、報告を求める期間、集計事項、調査結果の公表の方法及び期日等の変更を計画するもの。

【調査票名】 1 - 宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数10人未満の事業所 （抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/70,000 （配布）郵送 （収集）郵送、オンライン （記入）自計 （把握時）毎月 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査対象月の翌月の11日

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ、2. 1月1日現在の客室数及び収容人数、3. 1月1日現在の従業者数、4. 宿泊目的別の割合、5. 各月の延べ・実宿泊者数、6. 外国人述べ・実宿泊者数、7. 各月の利用客室数、8. 各月の延べ宿泊者数の居住地別（県内、県外の別）の内訳、9. 変動要因（自由記入）

【調査票名】 2 - 宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数10人以上99人以下の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】（選定）全数（客体数）9,000/70,000（配布）郵送（収集）郵送、オンライン（記入）自計（把握時）毎月（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査対象月の翌月の11日

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ、2. 1月1日現在の客室数及び収容人数、3. 1月1日現在の従業者数、4. 宿泊目的別の割合、5. 各月の延べ・実宿泊者数、6. 外国人述べ・実宿泊者数、7. 各月の利用客室数、8. 各月の延べ宿泊者数の居住地別（県内、県外の別）の内訳、9. 各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳、10. 変動要因（自由記入）

【調査票名】 3 - 宿泊旅行統計調査調査票（第3号様式）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数100人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,000/70,000（配布）郵送（収集）郵送、オンライン（記入）自計（把握時）毎月（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査対象月の翌月の11日

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ、2. 1月1日現在の客室数及び収容人数、3. 1月1日現在の従業者数、4. 宿泊目的別の割合、5. 各月の延べ・実宿泊者数、6. 外国人述べ・実宿泊者数、7. 各月の利用客室数、8. 各月の延べ宿泊者数の居住地別（都道府県別）の内訳、9. 各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳、10. 変動要因（自由記入）

【調査名】 エネルギー消費統計調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月3日

【実施機関】 経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室

【目的】 本調査は、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成19年度調査（平成20年4月実施）より実施。

【調査の構成】 1 - 第1号調査票（a） 2 - 第1号調査票（b） 3 - 第2号調査票
4 - 第3号調査票 5 - 第4号調査票 6 - 第5号調査票 7 - 第6号調査票
8 - 第7号調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の翌年3月末）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲（調査票8号9号削除）報告を求めるために用いる方法の変更等である。

【調査票名】 1 - 第1号調査票（a）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類「E 製造業」に属する従業者数9人以下の事業所（経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査対象事業所を除く。）並びに大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」（小分類「421 鉄道業」を除く。）「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」、「K 不動産業、物品賃貸業」（小分類「692 貸家業、貸間業」及び「693 駐車場業」のうち、個人経営の事業所を除く。）「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」（細分類「7599 他に分類されない宿泊業」を除く。）「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者数19人以下の事業所であって、第3号調査票～第7号調査票に該当しない事業所（抽出枠）事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、後記 のビルオーナー等名簿に記載されていない事業所を選定する。ただし、前年度調査までの結果、（常用稼働していると判断した時価発電設備を所有・管理している事業所。）を基に作成した自家発電設備名簿に登録されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）40,000 / 4,500,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 （系統）資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報

告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1.調査対象所在地、事業所名、通称名、2.購入電力量又は受電量、3.電力の契約会社及び契約種別、4.燃料消費量、燃料転換量、5.自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の販売・払出量、6.熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7.従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 2 - 第1号調査票(b)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類「E製造業」に属する従業者数10人以上の事業所(経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査対象事業所を除く。)、大分類「F電気・ガス・熱供給・水道業」(小分類「331電気業」のうち発電所及び小分類「341ガス業」のうちガス製造工場を除く。)に属する事業所並びに大分類「G情報通信業」、「H運輸業、郵便業」(小分類「421鉄道業」を除く。)、 「I卸売業、小売業」、「J金融業、保険業」、「K不動産業、物品賃貸業」(小分類「692貸家業、貸間業」及び「693駐車場業」のうち、個人経営の事業所を除く。)、 「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」(細分類「7599他に分類されない宿泊業」を除く。)、 「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス業」及び「Rサービス業(他に分類されないもの)」に属する従業者数20人以上の事業所であって、第3号調査票～第7号調査票に該当しない事業所(抽出枠)事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、後記のビルオーナー等名簿に登載されていない事業所を選定する。ただし、製造業は従業者数50人以上、非製造業は従業者数100人以上の事業所、または、自家発電設備名簿に登載されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)95,000/600,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1.調査対象所在地、事業所名、通称名、2.購入電力量又は受電量、3.電力の契約会社及び契約種別、4.燃料消費量、燃料転換量、5.自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の販売・払出量、6.熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費

量、熱源の販売・払出量、7. 従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 3 - 第2号調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類「A 農業, 林業」(小分類「011 耕種農業」及び「012 畜産農業」を除く。)
「B 漁業」、「C 鉱業, 採石業, 砂利採取業」及び「D 建設業」に属する事業所であって、第3号調査票～第7号調査票に該当しない事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所を選定する。ただし、従業者数100人以上の事業所、または、自家発電設備名簿に登載されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)18,000/600,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1. 調査対象所在地、事業所名、通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の販売・払出量、6. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7. 従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 4 - 第3号調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)国、地方公共団体に属する事業所(公営事業所) (抽出枠)事業所母集団データベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、後記のビルオーナー等名簿に登載されていない事業所を選定する。ただし、製造業は従業者数50人以上、非製造業は従業者数100人以上の事業所、または、自家発電設備名簿に登載されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/160,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1. 調査対象所在地、事業所名、通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電

設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の
販売・払出量、6．熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費
量、熱源の販売・払出量、7．従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 5 - 第4号調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)前年度調査までの結果から、第
1号調査票、第2号調査票及び第3号調査票においてビルオーナー等がビ
ル・施設全体のエネルギーについて把握していると回答した事業所のビルオ
wner等のうち、民営のビルオーナー等 (抽出枠)事業所母集団デー
ータベース名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目
標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象
事業所のうち、前年度調査までの結果(第1号調査票、第2号調査票及び第
3号調査票においてビルオーナー等がビル・施設全体のエネルギーについて
把握していると回答した事業所のビルオーナー等のうち、民営のビルオー
ner等)を基に作成したビルオーナー等名簿に登載されている事業所を選定し、
そのビルオーナー等を報告者とする。ただし、自家発電設備名簿に登載され
ているビルオーナー等については全数調査とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,600 (配布)郵送 (収集)郵
送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3
月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1．調査対象所在地、事業所名、通称名、2．購入電力量又は受電量、3．
電力の契約会社及び契約種別、4．燃料消費量、燃料転換量、5．自家発電
設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の
販売・払出量、6．熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費
量、熱源の販売・払出量、7．従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 6 - 第5号調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)エネルギー使用の合理化に関す
る法律(以下「省エネ法」という。)に基づく定期報告の対象事業所(第1
種・第2種エネルギー管理指定工場)のうち、第3号調査票に該当しない事
業所のビルオーナー等 (抽出枠)エネルギー管理指定工場名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記
入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日
(系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1. 調査対象所在地、事業所名、通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の販売・払出量、6. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7. 従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 7 - 第6号調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)省エネ法に基づく定期報告の対象事業所(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)のうち、ビル・施設を除く事業所であって、第3号調査票及び第7号調査票に該当しない事業所(抽出枠)エネルギー管理指定工場名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,900 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1. 調査対象所在地、事業所名、通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の販売・払出量、6. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7. 従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 8 - 第7号調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)熱供給事業法に基づく熱供給事業者、省エネ法に基づく定期報告の対象事業所(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)のうち熱供給業を営む事業所及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所(抽出枠)熱供給事業者名簿、エネルギー管理指定工場名簿及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)190 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日

【調査事項】 1. 調査対象所在地、事業所名、通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、燃料転換量、5. 自家発電設備の所有・管理状況、自家発電設備の稼働状況、自家発電量、自家発電の販売・払出量、6. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費

量、熱源の販売・払出量、 7 . 従業者数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査名】 土地動態調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月3日

【実施機関】 国土交通省土地・建設産業局参事官（土地市場担当）付

【目的】 本調査は、企業の土地利用及び取引等の実態を把握し、土地に関する各種施策の検討を行う際の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成27年度調査より実施。

【調査の構成】 1 - 土地動態調査 調査票

【公表】 インターネット（e-Stat）、印刷物

【調査票名】 1 - 土地動態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）法人 （属性）資本金1億円以上の会社法人及び相互会社 （抽出枠）法人・土地建物基本調査名簿、事業所母集団データベース、民間の信用調査会社等ご保有する法人データ等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,000 / 32,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年1月1日現在、購入・売却の期間：調査基準日の前年1月1日～12月31日 （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（法人土地・建物基本調査の実施年は除く） （実施期日）毎年7月上旬～10月上旬

【調査事項】 1．法人について（組織形態、法人の本所・本社・本店の所在地等） 2．土地の所有状況について（所有する土地の有無、土地の購入・売却の有無等） 3．所有する土地について（所有する土地の都道府県別・資産別面積、未利用地の面積） 4．土地の購入・売却の状況について（購入・売却した土地の資産別面積、帳簿価格、区画数）

【調査名】 通信・放送産業動態調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月6日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室

【目的】 本調査は、通信・放送産業を構成する電気通信業、放送業及び有線テレビジョン放送業の活動を動的に把握し、機動的な情報通信政策の企画推進に資するとともに、通信・放送産業の健全な発展を図るための基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、平成7年度から実施されているが、本調査とサービス産業動向調査（総務省実施の一般統計調査）とは、調査対象となる事業所が重複する場合がある。そこで、重複排除及び報告者の負担軽減の観点から、平成21年調査までは、両調査の対象となった事業所（重複対象事業所）用に別途調査票を作成し、その中において「従業者の状況」を一括して把握していた。しかし、その後の両調査間の調整により、「従業者の状況」については、サービス産業動向調査で把握することになったため、平成22年から重複対象事業所用の調査票が廃止された。

【調査の構成】 1 - 通信・放送産業動態調査調査票（電気通信事業用） 2 - 通信・放送産業動態調査調査票（放送事業用） 3 - 通信・放送産業動態調査調査票（有線テレビジョン放送事業用）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査票回収終了から概ね1か月後）

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法、集計事項の変更である。

【調査票名】 1 - 通信・放送産業動態調査調査票（電気通信事業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「固定電気通信業」、「移動電気通信業」を営む企業のうち以下を対象とする。登録電気通信事業者（悉皆）、届出電気通信事業者（資本金及び出資金額3000万円以上の企業）（抽出枠）平成25年報通信業基本調査の有効回答企業のうち、売上高の上位約80%の階層を全数調査し、残りは、資本金を層化基準とした層化無作為抽出法により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）80 （登録電気通信事業者35 / 190、届出電気通信事業者45 / 220）（配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）四半期末 （系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）調査票配布：6月 調査票回収：毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 1 . 売上高の状況、2 . 業況の見通し

【調査票名】 2 - 通信・放送産業動態調査調査票（放送事業用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「民間放送業」（有線放送業を除く）を営む企業（抽出枠）平成25年情報通信業基本調査の有効回答企業のうち、売上高の上位約80%の階層を全数調査し、残りは、資本金を層化基準とした層化無作為抽出法により選定

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）54 / 250（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）四半期末（系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）調査票配布：6月 調査票回収：毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 1. 売上高の状況、2. 業況の見通し

【調査票名】 3 - 通信・放送産業動態調査調査票（有線テレビジョン放送事業用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類「有線テレビジョン放送業」を営む企業のうち、資本金及び出資金額3000万円以上の企業（抽出枠）平成25年情報通信業基本調査の有効回答企業のうち、売上高の上位約80%の階層を全数調査し、残りは、資本金を層化基準とした層化無作為抽出法により選定

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）30 / 220（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）四半期末（系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）調査票配布：6月 調査票回収：毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 1. 売上高の状況、2. 業況の見通し

【調査名】 労使関係総合調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月6日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、労使関係を含めた労働組合等の実態を総合的に把握し、労働行政に資する資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和22年に実施された労働組合調査及び昭和23年から毎年実施されていた労働組合基本調査を前身とし、昭和58年からは、昭和47年及び52年に実施された労使コミュニケーション調査を統合して現在の名称となったものである。本調査は、労働組合基礎調査、労働組合活動等に関する実態調査、労使間の交渉等に関する実態調査、労使コミュニケーション調査の4種類の調査から構成されており、の労働組合基礎調査は毎年実施され、～の3調査についてはローテーションにより実施されている。平成27年調査として、の労働組合基礎調査との労使間の交渉等に関する実態調査を実施する。

【調査の構成】 1 - 労働組合基礎調査票 2 - 労働組合活動等に関する実態調査票 3 - 労使コミュニケーション調査票（事業所用） 4 - 労使コミュニケーション調査票（労働者用） 5 - 労使間の交渉等に関する実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の12月中旬、詳細：調査実施翌年の3月下旬、～概要：調査実施翌年の6月下旬、詳細：調査実施翌年の11月中旬）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲及び報告を求める者の変更である。

【調査票名】 1 - 労働組合基礎調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）労働組合（属性）すべての産業の労働組合とする。（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む。）ただし、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査（国土交通省）の結果を利用する。（抽出枠）平成26年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）の結果

【調査方法】（選定）全数（客体数）65,000（配布）郵送・その他（職員）（取集）郵送・オンライン・その他（職員）（記入）自計（把握時）調査実施年の6月30日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県労政主管課 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）調査実施年7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の種類、2. 存廃等区分、3. 新設又は解散等の理由、4. 適用法規、5. 労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6. 労働組合事務所の所在地、7. 男女別労働組合員数、8. 直上組合の名称及び所在地、9.

労働組合本部の名称及び所在地、10.労働組合員が所属する事業所の主要生產品名又は主要事業の内容、11.企業の名称、12.企業の全常用労働者数、13.加盟上部組合の組織系統、14.構成組合の名称、所在地及び労働組合員数(ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。)

【調査票名】 2 - 労働組合活動等に関する実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合(単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合)「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(抽出枠)平成24年労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の結果を母集団とし、産業、労働組合員数規模別に層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,100/28,700 (配布)郵送・その他(職員) (収集)郵送・その他(職員) (記入)自計 (把握時)平成25年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県労政主管課 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)2年又は3年 (実施期日)平成25年7月1日～7月20日

【調査事項】 1.労働組合の属性に関する事項、(1)労働組合の種類、(2)労働組合の組織率、(3)正社員以外の労働者の有無、(4)ユニオン・ショップ協定の締結の有無、(5)別組合の有無、2.労使関係についての認識に関する事項、(1)労使関係維持についての認識、3.労働組合役員に関する事項、(1)執行委員の人数、4.労働組合財政に関する事項、(1)1人平均月間組合費、(2)組合費のチェック・オフの状況、5.正社員以外の労働者に関する事項、(1)過去1年間における事項別話合いの状況、事項別労働協約による規定の状況、(2)正社員以外の労働者への労働協約の適用状況、6.個別労働問題への取組、7.就業形態別労働者・組合員の有無、組合加入資格の有無、8.労働組合の組織拡大に関する事項、(1)重点課題としての取組の有無、(2)就業形態別取組対象、特に重視する就業形態、(3)就業形態別取組内容、(4)就業形態別組織化を進めていく上での問題点、(5)組織拡大を重点課題として取組まない理由、9.メンタルヘルスに関する事

項、(1) 事項別取組状況、10. 賃金・退職給付制度の改定に関する事項、(1) 過去1年間における賃金・退職給付制度改定の有無、改定における組合の関与の有無、関与の仕方、11. 企業組織の再編等に関する事項、(1) 過去3年間における企業組織の再編等の実施の有無、労働組合の関与の有無及び関与の仕方、(2) 企業組織の再編等について最初の話合い時期、時期に対する評価、(3) 企業組織の再編等についての話合いに対する認識、(4) 企業組織の再編等に伴う人員削減の有無、再就職支援の有無、(5) 企業組織の再編等に伴う労働協約の承継についての話合い事項及び話合いにより合意がなされた事項、(6) 企業組織の再編等に伴う労働協約の承継についての話合い状況、12. 中間組織に関する事項について、(1) 中間組織の有無、(2) 中間組織の性質、(3) 中間組織が使用者側と話合いを行う権限の有無、(4) 中間組織の労働協約締結権の有無、(5) 中間組織における組織拡大についての活動の有無、活動の内容

【調査票名】 3 - 労使コミュニケーション調査票 (事業所用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(抽出枠) 平成24年経済センサス - 活動調査を母集団とし、産業、事業所規模別に層化無作為抽出する。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 5,500 / 270,200 (配布) 郵送・その他(職員) (収集) 郵送・その他(職員) (記入) 自計 (把握時) 平成26年6月30日 (系統) 厚生労働省 - 都道府県労政主管課 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成26年7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項(1) 事業所が属する企業規模、(2) 事業所の常用労働者数、(3) 正社員以外の労働者の有無、(4) 労働組合の有無、2. 労使コミュニケーション全般に関する事項、(1) 労使コミュニケーションを重視する内容、(2) 労働条件の個別的決定の対象となる労働者割合の増減、3. 労使協議機関に関する事項、(1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の設置の根拠、(3) 下部組織としての専門委員会の有無及び取り扱う事項、(4) 労使協議機関の開催形態、(5) 正社員以外の労働者の

従業員代表の有無及び従業員代表の労働者の就業形態、(6) 労使協議機関に付議する事項、(7) 労使協議機関の成果の有無及び成果の内容、4. 職場懇談会に関する事項、(1) 職場懇談会の有無及び開催の有無、(2) 職場懇談会における話し合い事項、(3) 職場懇談会の成果の有無及び成果の内容、(4) 正社員以外の労働者の参加の有無及び参加した労働者の就業形態、5. 苦情処理に関する事項、(1) 苦情処理機関の有無及び種類、(2) 正社員以外の労働者の苦情処理機関利用資格の有無及び利用資格がある労働者の就業形態、(3) 苦情処理機関の利用の有無及び解決状況、(4) 苦情の内容、6. 外部の機関等の利用に関する事項、(1) 外部機関等の利用の有無及び利用した機関の種類、(2) 今後の外部の機関等の利用の有無及び利用しない理由、7. 労使関係についての認識、(1) 労使関係についての認識

【調査票名】 4 - 労使コミュニケーション調査票 (労働者用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用される常用労働者。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」 (抽出枠) 事業所調査の調査対象事業所を産業、事業所規模別に層化し抽出した事業所において雇用されている労働者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,400 / 25,209,200 (配布) 郵送・その他(職員) (取集) 郵送・その他(職員) (記入) 自計 (把握時) 平成26年6月30日現在 (系統) 厚生労働省 - 都道府県労政主管課 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成26年7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 個人の属性に関する事項(1) 性別、(2) 年齢階級、(3) 勤続年数階級、(4) 職種、(5) 就業形態、(6) 役職、2. 労使コミュニケーション全般に関する事項(1) 労使コミュニケーションの良好度、(2) 労使コミュニケーションを重視する内容、3. 労働組合に関する意識(1) 労働組合の有無及び加入状況、(2) 労働組合の必要度及び労使コミュニケーションにおいて期待する役割、(3) 企業外の労働組合への加入の有無、4. 労使協議機関に関する事項(1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の協議内容等の認知方法、(3) 労使協議機関の協議内容等の認知の程度、5. 個人の処遇等に関する事項(1) 不平や不満の伝達の有無、(2) 不平や不

満の内容、(3)不平や不満の伝達方法、(4)不平や不満の伝達結果、(5)不平や不満を伝達しなかった理由

【調査票名】 5 - 労使間の交渉等に関する実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合(単位組織組合及び単一組織組合(本部組合、連合扱組合及び単位扱組合)「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(抽出枠)平成26年労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の結果を母集団とし、産業、労働組合員数規模別に層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,200/28,800 (配布)郵送・その他(都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員) (取集)郵送・その他(都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員) (記入)自計 (把握時)平成27年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県労政主管課 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)2年又は3年 (実施期日)平成27年7月1日～7月20日

【調査事項】 1.労働組合の属性に関する事項、(1)労働組合の種類、(2)企業外上部組織(産業別組織)加盟の有無、(3)企業外上部組織(地域別組織)加盟の有無、(4)労使協議機関の有無、(5)苦情処理機関の有無、(6)労働組合の組織率階級、(7)別組織の有無、(8)正社員以外の労働者の有無及び比率階級、2.労使関係についての認識に関する事項、(1)労使関係維持についての認識、3.正社員以外の労働者に関する事項、(1)過去1年間における事項別話合いの状況、事項別労働協約の規定の有無、(2)正社員以外の労働者への労働協約の適用状況、4.団体交渉に関する事項、(1)過去3年間における団体交渉の実施の有無、1年平均交渉回数、1回平均所要時間、交渉形態、(2)過去3年間に団体交渉が行われなかった場合、その理由、5.労働争議に関する事項、(1)争議行為開始の際の予告に関する取決めの有無、予告方法、予告期間及び予告内容、6.労働組合の組織状況に関する事項、(1)就業形態別労働者・組合員の有無、組合加入資格の有無、7.労働協約の締結状況に関する事項、(1)労働協約の締結の有無、(2)労働協約の締結主体、(3)労働協約の周知方法、(4)包括協約の有

無、(5) 包括協約の有効期間の定めの有無及び有効期間、(6) 包括協約の自動延長規定、自動更新規定の有無、(7) 組合組織、組合活動、団体交渉及び労働争議に関する各事項についての労働協約の規定の有無、8 . 労働協約の承継に関する事項、(1) 過去 3 年間に於ける企業組織の再編等の実施の有無、(2) 企業組織の再編等に伴う労働協約の承継についての話し合い状況、(3) 企業組織の再編等に伴う労働協約の承継についての話し合い事項及び話し合いにより合意がなされた事項、9 . 退職給付制度の改定に関する事項、(1) 過去 1 年間に於ける退職給付制度の改定事項別実施の有無、改定に於ける組合の関与の有無、関与の仕方、10 . 労使間交渉事項等に関する事項、(1) 過去 3 年間に於ける事項別労使間の交渉の状況、事項別労働協約改定等の状況

【調査名】 純粋持株会社実態調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月12日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

【目的】 本調査は、我が国の純粋持株会社の活動の実態を明らかにし、純粋持株会社に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成27年度調査において、1回限りで承認。

【調査の構成】 1 - 純粋持株会社実態調査票

【公表】 インターネット/印刷物

【調査票名】 1 - 純粋持株会社実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）他の会社の株式を所有することにより、当該会社の活動を支配することを主たる事業とする企業（抽出枠）平成26年純粋持株会社実態調査結果名簿を基本とし、事業所母集団データベース等をもとに補正して母集団名簿を作成する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,100 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年3月末日現在（一部の項目については、平成26年4月1日から平成27年3月末日までの1年間）（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年6月16日～8月15日

【調査事項】 1 - 純粋持株会社（単体）の概要、2 - 純粋持株会社（単体）の業務内容及び従業者数、3 - 純粋持株会社（単体）の子会社・関連会社の保有数と増減、4 - 子会社・関連会社への金融機能の実態、5 - 純粋持株会社（単体）の資産・負債とグループとの関係、6 - 産業財産権の保有状況・管理体制、7 - 役員数及び企業統治、8 - 売上高・営業収益、9 - グループ全体として見た場合の事業内容の区分

【調査名】 社会保障・人口問題基本調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月13日

【実施機関】 厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部

【目的】 本調査は、わが国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。調査は、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。このうち、「出生動向基本調査」は、他の公的統計では把握することのできないわが国の結婚過程ならびに夫婦の出生力に関する実態と背景を定時的、継続的に調査・計測し、次世代育成支援をはじめとする関連諸施策ならびに将来人口推計に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 本調査は、厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、テーマローテーションで行っていた5調査について、「社会保障・人口問題基本調査」という名称を冠し、それぞれの調査ごとに個別に統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として、実施していたものである。平成23年調査から、これらの5調査を、一つの調査名の下に位置付けるために設けられた新たな調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下で調査の体系の見直しを行った。平成27年度は、「出生動向基本調査」を実施する。

【調査の構成】 1 - 人口移動調査調査票 2 - 生活と支え合いに関する調査（世帯票）（個人票） 3 - 全国家庭動向調査世帯調査票 4 - 世帯動態調査調査票 5 - 出生動向基本調査票（夫婦用）（独身用）

【公表】 印刷物及びインターネット（出生動態基本調査：概要（平成28年6月）報告書（平成29年3月））

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 人口移動調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成23年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員（抽出枠）平成23年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,000 / 49,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年7月1日 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1. 世帯及び世帯員の属性等、2. 世帯主及び世帯員の居住歴、3. 世帯主及び世帯員の過去（5年前及び1年前）の居住地及び将来（5年後）の居住地（見直し）、4. 世帯主・配偶者の離家経験、5. 世帯主・配偶者の別の世帯にいる親の居住地、6. 世帯主の別の世帯にいる子の属性、7. 出生地及び現住地

【調査票名】 2 - 生活と支え合いに関する調査（世帯票）

【調査対象】（地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）
（単位）世帯（属性）平成24年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び20歳以上の世帯員（抽出枠）平成24年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000 / 49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成24年7月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1. 世帯の属性、2. 世帯主および世帯員の社会保障制度とのかかわり、3. 世帯主および世帯員の家族・コミュニティ等の相互扶助に関する意識と実態の事項、4. 世帯主および世帯員の職歴等の事項、5. 世帯主および世帯員の生活状況に関する事項、等

【調査票名】 2 - 生活と支え合いに関する調査（個人票）

【調査対象】（地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）
（単位）個人（属性）平成24年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び20歳以上の世帯員（抽出枠）平成24年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000 / 49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成24年7月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1. 個人の属性（性、年齢、兄弟の有無）、2. 就業状態、就業希望、3. 同居・別居の理由、過去の同別居、4. 結婚の経験、子供の有無、学歴、年間収入、5. 両親への支援、子供の費用、6. 生活水準

【調査票名】 3 - 全国家庭動向調査世帯調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成25年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員 (抽出枠)平成25年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/49,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成25年7月1日 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1.世帯の構成(世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等、結婚経験の女性の有無、報告者の婚姻関係)、2.夫婦の生年月日、兄弟姉妹数、健康状態、最終学歴、3.仕事の有無、仕事に就いた時期、勤め先の規模、雇用保険または共済組合への加入について、通勤時間、労働時間、家を出る時間、帰宅する時刻、4.はじめての仕事について(従業上の地位、従業先規模、仕事に就いた時期、現在も続けているか、新しい仕事について)、6.現在の結婚について(結婚生活をはじめた年月、婚姻届の有無、名乗っていた姓、夫妻の初再婚の別、結婚することが決まった時の仕事について等)、7.子どもに関する事項(子どもの人数・生年月日・性別、子どもとの同居等の状況)、8.出産と仕事のかかわり方について、9.18歳以上の子どもについて、10.両親について(親の生年月日・学歴・就業状況、現在の状況、親の生存状況、現在の仕事、親との会話頻度、交通手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況)、11.親の要介護度、親に対する介護の状況、現在の入院・入所の状況、12.介護と仕事のかかわりについて、13.相談や手助けを頼んだかどうか(出産・育児・介護・経済面・子育て・夫婦について)、14.出産・育児や介護での不安や苦勞、15.家庭機能の実態、変化要因他

【調査票名】 4 - 世帯動態調査調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成26年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員 (抽出枠)平成26年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/52,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1.世帯の属性と変化に関する事項、2.ライフコース・イベントと世帯

内地位の変化、3．親の基本属性と居住関係、4．子の基本属性と居住関係

【調査票名】 5 - 出生動向基本調査票（夫婦用）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）調査区内に居住する妻の年齢50歳未満の夫婦（抽出枠）平成27年度国民生活基礎調査の標本を親標本とし、そのなかから無作為に900調査区を選定し、各地区内の該当する夫婦

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）7,800 / 12,680,000組（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成27年6月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成27年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1．夫婦（及び両親）の人口学的・社会経済的属性（夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数）2．夫婦の結婚過程に関する事項（結婚年月（生活を始めた、届け出）初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ、結婚を決めたきっかけ）3．夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項（夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子どもの数を実現できない原因、理想子ども数を持ってない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期）4．妻の就業と出産・子育てに関する事項（子どもを持ったときの妻の就労状況）5．出産後の保育環境・保育資源に関する事項（育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地）6．妻の結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方）7．出産後の職業に関する事項（結婚をしている女性で仕事をしていない女性の就業希望、結婚をしている未子出産後の就業の有無等）

【調査票名】 5 - 出生動向基本調査票（独身用）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）調査区内に居住する妻の年齢50歳未満の夫婦（抽出枠）平成27年度国民生活基礎調査の標本を親標本とし、そのなかから無作為に900調査区を選定し、各地区内の該当する独身の男女

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）12,700 / 25,130,000人（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成27年6月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区）

- 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成27年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 独身者(及び両親)の人口学的・社会経済的属性 (出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数) 2. 結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項 (結婚の利点、独身の利点、結婚への不安、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由) 3. 異性関係・パートナーシップに関する事項 (結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い(時期・きっかけ・相手の状況) 4. ライフコースに対する考え方 (将来のライフコース) 5. 結婚・子ども・家族に関する意識 (家族形成に関する考え方、生活スタイル) 6. 結婚の意思がない独身者の背景に関する事項 (以前の結婚意思、結婚意思変化の可能性)

【調査名】 大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月25日

【実施機関】 文部科学省 高等教育局 専門教育課

【目的】 本調査は、大学等のインターンシップ実施に関する各種データを収集することで、インターンシップの推進に関する施策の企画・立案等を行うことを目的とする。

【沿革】 平成27年度調査において、1回限りで承認。

【調査の構成】 1 - 大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査票

【公表】 インターネット

【調査票名】 1 - 大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）大学、大学院、短期大学、高等専門学校 （抽出枠）大学、大学院、短期大学、高等専門学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1190校（大学・大学院781校、短期大学352校、高等専門学校57校）（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年7月中旬～8月末

【調査事項】 1. 大学等におけるインターンシップ実施の有無、2. 国内インターンシップの実施状況の内容、3. 海外インターンシップの実施状況の内容

【調査名】 職種別民間給与実態調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月27日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課

【目的】 本調査は、適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年のみ2回）実施されている。昭和39年までは事業所規模50人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和40年以降は、事業所規模50人以上かつ企業規模100人以上を対象に調査している。その後、平成18年以降は企業規模を従業員50人以上に引き下げて調査を実施している。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 事業所票（1）、2 - 事業所票（2）、3 - 初任給調査票、4 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の8月、詳細：調査実施年の10月）

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及び報告を求める者の一部を変更するものである。

【調査票名】 1 - 事業所票（1）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,300 / 54,900 （配布）

職員（収集）職員（記入）他計（把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～同年6月中旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（調査の前年8月から調査実施年の7月までの状況）、3. 「2」の該当月及び調査実施年4月の決まって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

【調査票名】 2 - 事業所票（2）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」_⌘「漁業」_⌘「鉱業、採石業、砂利採取業」_⌘「建設業」_⌘「製造業」_⌘「電気・ガス・熱供給・水道業」_⌘「情報通信業」_⌘「運輸業、郵便業」_⌘「卸売業、小売業」_⌘「金融業、保険業」_⌘「不動産業、物品賃貸業」_⌘「学術研究、専門・技術サービス業」_⌘「宿泊業、飲食サービス業」_⌘「生活関連サービス業、娯楽業」_⌘「教育、学習支援業」_⌘「医療、福祉」_⌘「複合サービス事業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」_⌘「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）12,300/54,900（配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～同年6月中旬

【調査事項】 1. 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等、2. 住宅手当の支給状況等、3. 時間外労働の割増賃金率の状況、4. 家族手当の支給状況、5. 定年退職後の継続雇用制度等の状況

【調査票名】 3 - 初任給調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年4月分の最終給与締切日現

在において、次の 及び に掲げる条件をいずれも満たす事業所。 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1) 政府機関及びその関係機関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」 (抽出枠) 職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,300/54,900 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)調査年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。) (系統)人事院-人事院地方事務局(所)及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月1日~同年6月中旬

【調査事項】 1. 本年の採用状況、2. 職種別・学歴別の採用者数及び初任給月額

【調査票名】 4 - 個人票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の 及び に掲げる条件をいずれも満たす事業所。 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1) 政府機関及びその関係機関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」 (抽出枠) 職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）12,300/54,900（配布）
職員（取集）職員（記入）他計（把握時）調査年4月分の最終給与締
切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）
人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・政令指定都市・特別区・和
歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～同年6月中旬

【調査事項】個々の従業員に係る以下の事項 1.年齢、学歴、性、2.きまって支給
する給与総額、3.時間外手当額、4.通勤手当額

【調査名】 介護サービス施設・事業所調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月30日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室

【目的】 本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、平成12年から毎年実施されている。平成24年度には、地方公共団体を報告者とする施設基本票及び事業所基本票が追加された。

【調査の構成】 1 - 施設基本票 2 - 事業所基本票 3 - 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票 4 - 介護老人保健施設票 5 - 介護療養型医療施設票 6 - 訪問看護ステーション票 7 - 居宅サービス事業所（福祉関係）票 8 - 地域密着型サービス事業所票 9 - 居宅サービス事業所（医療関係）票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年9月下旬）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める事項、報告を求める者等の一部を変更するものである。

【調査票名】 1 - 施設基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県 （属性）都道府県 （抽出枠）都道府県

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 法人名、2. 施設名、3. 所在地、4. 活動状況、5. 介護保険施設の定員等

【調査票名】 2 - 事業所基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県 （属性）都道府県 （抽出枠）都道府県

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 法人名、2. 事業所名、3. 所在地、4. 活動状況等

【調査票名】 3 - 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 (抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.開設主体及び経営主体、2.居室の状況、3.居住費の状況、4.施設サービスの状況、5.従事者数等

【調査票名】 4 - 介護老人保健施設票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)介護老人保健施設 (抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)4,100 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.開設主体、2.療養室の状況、3.居住費の状況、4.施設サービスの状況、5.従事者数等

【調査票名】 5 - 介護療養型医療施設票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)介護療養型医療施設 (抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.開設主体、2.病室の状況、3.居住費の状況、4.施設サービスの状況、5.従事者数等

【調査票名】 6 - 訪問看護ステーション票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)訪問看護ステーション(介護予防を含む。)(抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)10,300 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.開設主体、2.加算等の届出の状況、3.9月中のサービスの提供状況、4.9月中の利用者、5.従事者数等

【調査票名】 7-居宅サービス事業所(福祉関係)票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)通所介護事業所(介護予防を含む。)、短期入所生活介護事業所(介護予防を含む。)、特定施設入居者生活介護事業所(介護予防を含む。)、訪問介護事業所(介護予防を含む。)、訪問入浴介護事業所(介護予防を含む。)、福祉用具貸与事業所(介護予防を含む。)、特定福祉用具販売事業所(介護予防を含む。)、介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所 (抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)113,600 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.経営主体、2.サービスの提供状況、3.従事者数等

【調査票名】 8-地域密着型サービス事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)認知症対応型通所介護事業所(介護予防を含む。)、認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防を含む。)、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)事業所 (抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)24,500 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、

9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.経営主体、2.サービスの提供状況、3.従事者数等

【調査票名】 9 - 居宅サービス事業所(医療関係)票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)短期入所療養介護事業所(介護予防を含む。)通所リハビリテーション事業所(介護予防を含む。)(抽出枠)都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)10,200 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.開設主体、2.サービスの状況、3.サービスの提供状況、4.従事者数等

【調査名】 工場立地動向調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年3月31日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課

【目的】 本調査は、工場の立地動向を全国にわたり統一した基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に役立てるための統計を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条に基づくものであり、昭和42年から半年周期で実施されている。平成16年調査から調査系統を変更し、都道府県・市町村経由を廃止。平成22年調査から実査・審査業務を民間事業者へ委託。

【調査の構成】 1 - 工場立地動向調査票

【公表】 インターネットにより公表（上期：9月30日、下期：3月31日）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲（及び使用する統計基準）、報告を求める者の数、報告を求める事項、集計事項の変更である。

【調査票名】 1 - 工場立地動向調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による1.製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所を除く。）、ガス業又は熱供給業を営む者及び2.学術・開発研究機関（民間の試験研究機関で主として製造業、電気業、ガス業又は熱供給業に係る分野の研究を行うものに限る。）であって、その工場又は研究所を建設する目的をもって調査基準期間に1,000平方メートル以上の用地（埋立て予定を含む。）を取得（借地を含む。）した事業所。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）500 （配布）郵送、オンライン （収集）郵送、オンライン （記入）自計 （把握時）上期：1月1日～6月30日、下期：7月1日～12月31日 （系統）配布：経済産業省 - 民間事業者 - 報告者 回収：報告者 - 地方経済産業局 - 民間事業者 - 経済産業省

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）上期：7月～8月、下期：翌年1月～翌年2月

【調査事項】 会社・工場名、工場建設地、記入者（氏名、所属、電話）、設備投資額（うち用地取得費）、本社所在地、現地法人設立の場合の親企業の本社所在地、資本金、従業者数、外資比率、用地取得年月、建設工事着工予定年月、操業開始予定年月、敷地面積、建築予定面積、工場の予定機能、工場敷地内に研究開発機能を付設する予定の有無、主な地目、新增設の別、内陸臨海の別、工業団地内外の別、工業団地名、新增設に伴う工場移転の有無、移転の場合の旧工場所在地、旧工場移転分の敷地面積、旧工場移転分の建築面積、移転

の場合の旧工場跡地処分の予定、立地地点からの距離（高速道路 I・C、港湾ふ頭、空港、新幹線駅）、立地地点選定理由、海外立地検討の有無、海外立地の検討を行った理由、海外立地と比較しての国内立地選定理由、主要原材料・製品名、立地工場の予定従業者数、うち地場雇用者数、都市計画法の区域区分、都市計画法の用途地域

一般統計調査の中止

【調査名】 出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)(平成27年通知)

【通知年月日】 平成27年3月10日

【実施機関】 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部

【目的】 本調査は、わが国の結婚過程ならびに夫婦の出生力に関する実態と背景を定時的、継続的に調査・計測し、次世代育成支援をはじめとする関連諸施策ならびに将来人口推計に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 厚生省が昭和27年以降5年周期で実施しているもの。本調査は、当初、「出生力調査」の名称で実施していたが、平成4年調査から現在の「出生動向調査」に名称変更を行って実施している。また、国勢調査の基準人口との整合性を図り、将来推計人口の精度向上を図るため、平成19年調査を2年前倒しし平成17年から5年周期で実施している。

【調査の構成】 1 - 夫婦票(結婚されている方への調査票) 2 - 独身者票(独身の方への調査票)

【公表】 記者発表及びインターネット(夫婦調査:調査年翌年の6月頃、独身者調査:調査年翌年の9月頃)

【備考】 本調査は、平成22年に一般統計調査として承認されたものであるが、本調査を含む5調査をもって「社会保障・人口問題基本調査」と総称してきた。この「社会保障・人口問題基本調査」を平成23年から「社会保障・人口問題基本調査」として、同名称の一般統計調査の下、「出生動向基本調査」、「人口移動調査」、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」及び「世帯動態調査」の5調査に組み替えて調査を実施することに変更した。このようなことから、平成27年に本調査を実施するに際し、「社会保障・人口問題基本調査」の下に本調査を位置づける調査計画の申請を行う予定であり、今後、本調査を単体の一般統計調査として実施することはないため、中止するものである。なお、本調査は、「社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)」として引き継ぎ、統計調査を実施し、その結果についても従前同様に公表する予定である。

【調査票名】 1 - 夫婦票(結婚されている方への調査票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)妻50歳未満の夫婦 (抽出枠)平成22年度の国民生活基礎調査の調査地区の中から無作為に840地区を選定し、その地区内に該当する夫婦約9,000組。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,000/13,660,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の6月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 調査年の7月29日

【調査事項】 1. 夫婦(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数)、2. 夫婦の結婚過程に関する事項(結婚年月(生活を始めた、届け出)、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ、結婚を決めたきっかけ)、3. 夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項(夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子ども数を実現できない原因、理想子ども数を持っていない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期)、4. 妻の就業と出産・子育てに関する事項(子どもを持ったときの妻の就労状況)、5. 保育環境・保育資源に関する事項(育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地)、6. 妻の結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方)

【調査票名】 2 - 独身者票(独身の方への調査票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)18~49歳独身男女 (抽出枠)平成22年度の国民生活基礎調査の調査地区の中から無作為に840地区を選定し、その地区内の該当する独身男女約15,000人。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/23,600,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の6月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 調査年の7月29日

【調査事項】 1. 独身者(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数)、2. 結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項(結婚の利点、独身の利点、結婚への不安、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由)、3. 異性関係・パートナーシップに関する事項(結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い(時期・きっかけ・相手の状況)、4. ライフコースに対する考え方(将来のライフコース)、5. 結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方、生活スタイル)

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 平成26年度若年者の職場定着に関するアンケート調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月6日

【実施機関】 秋田県産業労働部雇用労働政策課

【目的】 本調査は、秋田県における若年者の職場定着状況は、3年以内の離職率が全国平均と比較して高い状況にある。県内事業所における若年者の職場定着に係わる事業所や若年者の状況や考え方、企業の取組等の現状を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 若年者の職場定着に関するアンケート調査票（事業所用）、2 - 若年者の職場定着に関するアンケート調査票（若年従業員用）

【調査票名】 1 - 若年者の職場定着に関するアンケート調査票（事業所用）

【調査対象】 （地域）秋田県内全域 （単位）事業所 （属性）全業種 （抽出枠）平成24年経済センサス活動調査の対象事業所の中から産業分類、事業所規模、地域割合を勘案して抽出した県内1000事業所を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000/52,285 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年7月31日 （系統）県 - 商工団体 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年8月14日～9月10日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 事業所の採用活動、3. 高校への要望、4. 事業所の人材育成、5. 事業所における若年者の職場定着状況、6. 若年者の職場定着を図るための他社との交流の必要性、7. 事業所における技術・技能・ノウハウの継承

【調査票名】 2 - 若年者の職場定着に関するアンケート調査票（若年従業員用）

【調査対象】 （地域）秋田県内全域 （単位）個人 （属性）全業種 （抽出枠）平成24年経済センサス活動調査の対象事業所で選定した1000事業所に勤務している正規従業員のうち、前の職場を何らかの理由で離職した経験のある34歳未満の中途採用者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500/125,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年7月31日 （系統）県 - 商工団体 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年8月14日～9月10日

【調査事項】 1. 若年従業員の概要、2. 前の会社、3. 前の会社を選択した際の状況、

4．前の会社へ入社した当初の教育訓練体制、5．現在の会社に就職する際の求職期間、6．求職活動、7．要した経費、8．転職前後の状況や変化、9．若年者の職場定着を図るための他社との交流の必要性、10．現在の会社における技術・技能・ノウハウの継承

【調査名】 長野県労働環境等実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月9日

【実施機関】 長野県産業労働部労働雇用課

【目的】 本調査は、県内民営事業所の労働環境等の実態を把握し、今後の労働行政の基礎資料として施策に反映することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成27年長野県労働環境等実態調査票

【調査票名】 1 - 平成27年長野県労働環境等実態調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に揚げる大分類のうち、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常用労働者数が10人以上の事業所（抽出枠）平成24年経済センサス-活動調査による調査区別民営事業所名簿に掲載された事業所から、産業及び事業所規模別に層化し無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/19,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年4月1日現在 （系統）長野県 - 民間事業所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成27年4月20日～平成27年5月15日

【調査事項】 1. 事業所に関する事項、事業所名、所在地、業種、企業全体の常用労働者、労働組合の有無、記入担当者、2. 労働環境等に関する事項、事業所の労働者数、人材の確保について、求人募集の方法、企業のイメージアップ（ワークライフバランス等の取組み）、従業員の待遇・処遇の改善、多様な働き方の制度、意見・要望

【調査名】 大阪市技能労務職相当職種民間給与調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月9日

【実施機関】 大阪市人事室給与課

【目的】 本調査は、大阪市においては、給与の原則として、職員基本条例第24条において「情勢適応の原則に基づき、民間の同一の職種又は相当する職種の給与の水準を参考にする」こととしており、大阪市技能労務職員は幅広い業務内容に従事する一方で、民間においては同一の職種又は相当する職種が一定存在することから、本市技能労務職に相当する職種ごとの民間給与の把握を目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪市技能労務職相当職種民間給与調査 調査票

【調査票名】 1 - 大阪市技能労務職相当職種民間給与調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる「園芸サービス業」、「一般土木建築工事業」、「土木工事業（舗装工事業を除く）」、「舗装工事業」、「塗装工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」、「下水道業」、「土木建築サービス業」、「配達飲食サービス業」、「一般廃棄物処理業」、「産業廃棄物処理業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「建物サービス業」、「警備業」の産業小分類に属する事業所のうち、企業規模が正社員10人以上のもの（抽出枠）事業所母集団情報（平成25年次フレーム）から作成した事業所リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）4,889 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン・その他（電話）（記入）自計（把握時）平成27年4月1日（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年6月中旬～同年7月中旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 郵便番号、3. 所在地、4. 電話番号、5. FAX番号、6. 担当部署、7. 担当者名、8. 事業所正社員総数、9. 企業正社員総数、10. 対象職種正社員数、11. 平均年齢、12. 平均勤続年数、13. 平均給与月額

【調査名】 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月17日

【実施機関】 栃木県県民生活部県民文化課

【目的】 本調査は、栃木県内で活動する社会貢献活動団体の組織・活動などの実態を把握することにより、今後の栃木県内の社会貢献活動を支援・促進していくための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）団体 （属性）ボランティア活動その他営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的に自発的に活動を行っている栃木県内の団体（抽出枠）市町の担当課、県及び市町の社会福祉協議会、庁内各課への照会結果により整備した名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年4月1日 （系統）栃木県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年5月1日～5月20日

【調査事項】 1．団体の概要、2．団体の運営方針、3．協働について、4．社会貢献活動を支援するセンターについて、5．認定の取得について、6．NPO法人格の取得について、7．行政に望む支援策等について

【調査名】 消費者意識アンケート調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月19日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局市民生活部消費生活課

【目的】 本調査は、第3次神戸市消費者基本計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費者意識アンケート調査票

【調査票名】 1 - 消費者意識アンケート調査票

【調査対象】 （地域）神戸市内 （単位）個人 （属性）委託業者に登録しているモニター （抽出枠）委託業者に登録しているモニター

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000 / 25,000 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年3月5日 （系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年3月16日

【調査事項】 1 . 基本的事項、2 . 消費者問題について、3 . 消費者教育について、4 . インターネット関連について、5 . 事業者（企業）に関する意識について、6 . 消費生活に関する意識について

【調査名】 平成27年鳥取県外国人観光客入込調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月25日

【実施機関】 鳥取県文化観光スポーツ局観光戦略課

【目的】 本調査は、鳥取県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、今後のインバウンド施策等を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県外国人観光客入込調査票

【調査票名】 1 - 鳥取県外国人観光客入込調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）個人 （属性）県内の観光地、宿泊施設、温泉施設及び空港等を訪れる外国人観光客及び宿泊客（抽出枠）県内の観光地（県で作成した県内観光地リスト）、宿泊施設、温泉施設（旅館業の登録がある施設）及び空港（県内にある空港）等を訪れる外国人観光客及び宿泊客から選定する。

【調査方法】 （選定）（客体数）約1100 / （観光地：16箇所 約33千人、宿泊施設・温泉旅館：56箇所 約36千人、空港：2箇所 約17千人）（配布）調査員、その他（留置アンケート等）（収集）調査員、その他（留置アンケート等）（記入）自計（把握時）平成27年5月1日～平成28年3月30日（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年5月1日～平成28年3月20日

【調査事項】 1．旅行形態（個人旅行、団体旅行）、2．鳥取県に関する情報の入手先、3．出入空港（港）訪問先、泊数（県内及び県外）、4．物品購入額、交通費、食事代 など

届出統計調査の受理

(2) 変更

【調査名】 高等学校卒業者の進路状況調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月2日

【実施機関】 埼玉県教育委員会教育局教育総務部教育政策課

【目的】 本調査は、埼玉県内高等学校卒業者の進路状況を調査し、教育行政及び進路指導上の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高等学校卒業者の進路状況調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。

【調査票名】 1 - 高等学校卒業者の進路状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）高等学校（課程ごと） （属性）調査基準日の前年度中に卒業した者を擁する県内の国、公、私立高等学校（課程ごと）（抽出枠）調査基準日の前年度中に卒業した者を擁する県内の国、公、私立高等学校（課程ごと）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）230 （全日制191 定時制28 通信制11） （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）県教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）3月下旬頃～5月中旬頃

【調査事項】 1．大学等進学者、2．専修学校（専門課程）進学者、3．専修学校（一般課程）等入学者、4．公共職業能力開発施設等入学者、5．就職者（正規の職員、自営業主等、正規の職員等でない者）、6．一時的な仕事に就いた者、7．その他の者、8．不詳・死亡の者、9．前項の1～4のうち就職している者（正規の職員等、正規の職員等でない者）、10．前項の3・4・6・7のうち進学準備中の者、11．過年度卒業者の大学・短期大学進学者（一浪・二浪以上）

【調査名】 大阪府産業廃棄物処理実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月2日

【実施機関】 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課

【目的】 本調査は、産業廃棄物を排出する事業者を対象にアンケート調査を行うことなどにより、現況の大阪府域の産業廃棄物の発生及び処理状況を把握し、また、これらに関する将来予測を行うことにより、現行の大阪府廃棄物処理計画の達成状況を確認するとともに、次期計画の策定における基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（建設業） 2 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（浄水場） 3 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（下水道業） 4 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間並びに報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（建設業）

【調査対象】 （地域）大阪市及び堺市大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」に属する事業所 （抽出枠）平成24年経済センサスによる事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,600 / 26,772 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年4月下旬～6月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 元請工事の有無、3. 工事实績、4. 産業廃棄物等の発生の有無、5. 工事現場で発生した廃棄物等の発生量、6. 工事現場又は自社での中間処理、7. 自社処分・処分再利用、委託処理、8. 委託中間処理、9. 自社・委託での資源化

【調査票名】 2 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（浄水場）

【調査対象】 （地域）大阪市及び堺市を除く大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」小分類「上水道業」に属する事業所 （抽出枠）平成24年経済センサスによる事業所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）24 / 24 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年を含む向こう6年間（各年度1年間） （系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年4月下旬～6月下旬

【調査事項】 1. 将来活動量指標、2. 将来発生・処理状況

【調査票名】 3 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（下水道業）

【調査対象】 （地域）大阪市及び堺市を除く大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」小分類「下水道業」に属する事業所 （抽出枠）平成24年経済センサスによる事業所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）93 / 93 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年を含む向こう6年間（各年度1年間）（系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年4月下旬～6月下旬

【調査事項】 1. 将来活動量指標、2. 将来発生・処理状況

【調査票名】 4 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外）

【調査対象】 （地域）大阪市及び堺市を除く大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、中分類「通信業」、「新聞業」、「出版業」、中分類「鉄道業」、「道路旅客運輸業」、「道路貨物運送業」、小分類「百貨店、総合スーパー」、「自動車小売業」、「燃料小売業」、中分類「物品賃貸業」、中分類「学術・開発研究機関」、小分類「写真業」、大分類「宿泊業、飲食サービス業」、小分類「洗濯業」、中分類「高等教育機関」、小分類「病院」、「一般診療」、「歯科診療所」、中分類「自動車整備業」に属する事業所のうち、従業員規模により、調査対象事業所を定める。（抽出枠）平成24年経済センサスによる事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）13,800 / 84,847 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間（系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年4月下旬～6月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 事業内容、3. 事業の概要、4. 産業廃棄物等の発生の有無、5. 自社で発生した廃棄物等の発生量、6. 自社での中間処理、7. 自社処分・処分再利用、委託処理、8. 委託中間処理、9. 自社・委託での資源化

【調査名】 人口移動調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月2日

【実施機関】 島根県政策企画局統計調査課

【目的】 本調査は、島根県人口の移動状況の実態を把握し、市町村人口の推計資料とするとともに各種行政の基礎資料を得ることを目的としている。

【調査の構成】 1 - 転入調査票 2 - 県外転出調査票 3 - 職権調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 転入調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）個人 （属性）県外からの転入者及び県内の市町村間で移動する者のうち転入した者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,500 （配布）その他（市町村窓口）（収集）その他（市町村窓口）（記入）自計 （把握時）月 （系統）島根県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月翌月の10日

【調査事項】 1.性別、2.出生年月、3.移動理由、4.従前の住所地、5.転入市町村又は県内他市町村での居住歴の有無、6.転入市町村での今後の居住予定

【調査票名】 2 - 県外転出調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）個人 （属性）（抽出枠）県外への転出者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,000 （配布）その他（市町村窓口）（収集）その他（市町村窓口）（記入）自計 （把握時）月 （系統）島根県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月翌月の10日

【調査事項】 1.性別、2.出生年月、3.移動理由、4.転出先

【調査票名】 3 - 職権調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）市町村 （属性）市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）19 （平成27年2月1日現在）（配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）月 （系統）島根県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月翌月の10日

【調査事項】 1.性別、2.移動別、3.出生年月（住民基本台帳法第8条の規定によ

り住民票の記載又は削除されることとなる者について)

【調査名】 血液製剤使用量等調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月11日

【実施機関】 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

【目的】 本調査は、兵庫県における血液製剤適正使用推進の指標とするため、県内の病院を対象に、院内体制状況及び血液製剤使用量・廃棄量等の状況を調査することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 血液製剤使用量等調査

【備考】 今回の変更は、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 血液製剤使用量等調査

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）調査対象期間中に輸血用血液製剤の取扱いがあった一般病床を有する病院（抽出枠）調査対象期間中に輸血用血液製剤の取扱いがあった一般病床を有する病院（兵庫県赤十字血液センター供給実績による）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約250 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）兵庫県・兵庫県合同輸血療法委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）7月下旬～8月下旬

【調査事項】 院内体制及び血液製剤の使用量・廃棄量等

【調査名】 青少年の健全育成に関する意識調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月30日

【実施機関】 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

【目的】 本調査は、青少年の生活や考え方などの実態を調査することにより、現状の岩手県民意識と青少年行政に対するニーズを把握し、青少年健全育成施策の決定及び今後の施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 【中学生・高校生】 2 - 【保護者】 3 - 【青年】

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 【中学生・高校生】

【調査対象】 （地域）岩手県全域（全33市町村）（単位）個人（属性）岩手県内に居住する中学生・高校生（抽出枠）岩手県教育委員会「学校一覧」から学校の末尾番号により学校選定し、必要数を学校規模で割り当てたうちから、学校番号等により無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500/72,016（配布）調査員（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成27年5月1日（系統）岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）5月上旬に実施、下旬に回収

【調査事項】 1. きょうだい・家族構成、2. 父との会話、3. 母との会話、4. 家庭生活、5. 学校生活、6. 悩みごと・将来の希望、7. 地域社会、8. 生活時間の使い方、9. 幸せ・夢、10. 行動、行為に対する価値観、11. 青少年に必要なもの

【調査票名】 2 - 【保護者】

【調査対象】 （地域）岩手県全域（全33市町村）（単位）個人（属性）岩手県内に居住する中学生・高校生の保護者（抽出枠）「中学生・高校生」調査票で選出された中学生、高校生の保護者へ依頼する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500（配布）調査員（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成27年5月1日（系統）岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）5月上旬に実施、下旬に回収

【調査事項】 1. 子ども・家族構成、2. 子どもとの会話、3. 子どもの家庭生活・悩み、4. 子どもへの夢・希望、5. 子どもの学校生活、6. 子どもに関する悩み、7. 地域社会、8. 子どもの生活時間、9. 保護者の幸せ・子どもに

対する夢、10．社会問題や行動、行為に対する価値観・考え、11．家庭教育、12．青少年に必要なもの

【調査票名】 3 - 【青年】

【調査対象】 (地域)岩手県全域(全33市町村) (単位)個人 (属性)岩手県内に居住する満20歳から満39歳までの青年 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/249,075 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年5月1日 (系統)岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)5月上旬に実施、下旬に回収

【調査事項】 1．家族構成、2．家庭生活、3．学生に対する調査、4．会社等勤務(正社員)に対する調査、5．アルバイト・フリーター、無職に対する調査、6．地域社会、7．生活時間の使い方、8．幸せ・夢、9．社会問題や行動、行為に対する価値観・考え、10．青少年に必要なもの

【調査名】 男女が共に支える社会に関する意識調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月30日

【実施機関】 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

【目的】 本調査は、男女共同参画社会の実現に向けて課題となるテーマについて調査を行い、現状の県民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、今後の男女共同参画施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 男女が共に支える社会に関する意識調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 男女が共に支える社会に関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域（全33市町村）（単位）個人（属性）岩手県に在住する20歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/1,062,445（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成27年5月1日（系統）岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）5月上旬に実施、下旬に回収

【調査事項】 1. 男女平等について、2. 女性の社会参画について、3. 家庭生活及び結婚・家庭観について、4. 職業について、5. 仕事と家庭・社会活動の両立について、6. ドメスティック・バイオレンス(DV)などについて、7. 男女共同参画施策について

【調査名】 川崎市産業廃棄物総合実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年3月30日

【実施機関】 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

【目的】 本調査は、平成26年度における川崎市内の産業廃棄物の発生及び処理状況を調査し、その実態を把握することにより、第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式1） 2 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式2） 3 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式3） 4 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式4） 5 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式5） 6 - 廃棄物に係る意識等について

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式1）

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下同様）に掲げる大分類のうちの「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業」のうち、「電気・ガス・熱供給・水道業」については全事業所、これ以外の業種については従業員数5人以上の事業所（調査票形式4及び5の対象業種を除く。）（抽出枠）事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）から事業所を抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/20,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年4月1日～平成27年3月31日（系統）川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成27年5月1日～5月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 廃棄物の発生状況、3. 廃棄物の処理状況

【調査票名】 2 - 川崎市産業廃棄物実態調査票（形式2）

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうちの「医療、福祉」のうち、従業員数5人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）から事業所を抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）300/1,800（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年4月1日～平成27年3月31日（系統）川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成27年5月1日～5月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 廃棄物の発生状況、3. 廃棄物の処理状況

【調査票名】 3 - 川崎市産業廃棄物実態調査票(形式3)

【調査対象】 (地域) 川崎市全域(神奈川県、東京都域を含む。) (単位) 事業所
(属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類のうちの「建設業」のうち、資本金1千万円以上の事業所 (抽出枠) 事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)から事業所を抽出

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 700/3,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送
(記入) 自計 (把握時) 平成26年4月1日～平成27年3月31日 (系統) 川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成27年5月1日～5月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 廃棄物の発生状況、3. 廃棄物の処理状況

【調査票名】 4 - 川崎市産業廃棄物実態調査票(形式4)

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類のうちの「サービス業」(他に分類されないもの)のうちの産業廃棄物収集運搬業のうち積替・保管の許可を有すもの、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の全事業所 (抽出枠) 事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)から事業所を抽出

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 100/100 (配布) 郵送 (収集) 郵送
(記入) 自計 (把握時) 平成26年4月1日～平成27年3月31日 (系統) 川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成27年5月1日～5月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 受託状況

【調査票名】 5 - 川崎市産業廃棄物実態調査票(形式5)

【調査対象】 (地域) 川崎市全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「運輸業, 郵便業」の一部、「卸売業, 小売業」の一部、「サービス業(他に分類されないもの)」のうちの一部の、従業員数5人以上の事業所 (抽出枠) 事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)から事業所を抽出

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 400/1,800 (配布) 郵送 (収集) 郵送
(記入) 自計 (把握時) 平成26年4月1日～平成27年3月31日 (系統) 川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成27年5月1日～5月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 廃棄物の発生状況、3. 廃棄物の処理状況

【調査票名】 6 - 廃棄物に係る意識等について

【調査対象】 (地域) 川崎市内全域(ただし、建設業については神奈川県、東京都域を含む。)(単位) 事業所 (属性)「川崎市産業廃棄物実態調査票(形式1~5)」の業種すべて (抽出枠)「川崎市産業廃棄物実態調査票(形式1~5)」に準ずる

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,500 / 27,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成26年4月1日~平成27年3月31日 (系統) 川崎市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成27年5月1日~5月31日

【調査事項】 事業所動向(グリーン購入について、環境報告書について、産業廃棄物処理における地球温暖化対策への取組みについて等)

(参考)

基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日
社会教育調査	文部科学大臣	指定の変更 基幹統計とそれを作成する手段である基幹統計調査とを、名称上明確に区分するため、基幹統計の名称を現行の「社会教育調査」から「伽階教育統計」に変更するもの。	H27.3.25

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。